

令和4年松茂町議会第3回臨時会会議録

第1日目（11月29日）

○出席議員

- 1 番 尾 野 浩 士
- 2 番 米 田 利 彦
- 3 番 村 田 茂
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 立 井 武 雄
- 6 番 佐 藤 道 昭
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 川 田 修
- 12 番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
民生部長	鈴谷一彦
教育次長兼社会教育課長	原田賢
産業建設部長	吉崎英雄
総務課長	入口直幸
税務課長	藤田弘美
チャレンジ課長	袴田智香
長寿社会課長	山下真穂
住民課長	佐藤友美
福祉課長	宮本早苗
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

## 令和4年松茂町議会第3回臨時会会議録

令和4年11月29日（第1日目）

### ○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第36号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第37号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第38号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第39号 令和4年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第40号 令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第41号 令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第42号 令和4年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第43号 令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）

令和4年松茂町議会第3回臨時会会議録

第1日目（11月29日）

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和4年松茂町議会第3回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。

師走が近づいてまいりました。あさってから12月に入ります。12月になりますと朝晩の冷え込みが一段と厳しくなりますので、体調の管理を十分気をつけていただきたいと思っております。

本日は、第3回臨時会に議員の皆さん全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、町からは、吉田町長はじめ、各部長、各課長のご出席をいただいております。ありがとうございます。

本日の臨時会は、職員の給与に関する条例の一部改正、期末手当支給条例の一部改正等々が主なものでございます。この後、吉田町長から提案理由の説明がございますので、十分にご審議をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和4年松茂町議会第3回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和4年松茂町議会第3回臨時会を開会いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

議長がおっしゃったこととほぼ同じようなご挨拶になりますが、師走も近づいてまいりまして、これから急に寒さが厳しくなります。その中で第4回定例会も控えておりますので、十分お体にご自愛いただきまして臨んでいただきたいと考えております。

本日は、松茂町議会第3回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたしました議案は9件ございます。十分ご審議をいただきまして可決決定を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番佐藤道昭議員及び7番森谷議員を指名いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長【佐藤禎宏君】　日程第3、議案第35号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び、日程第4、議案第36号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、令和4年第3回臨時会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第36号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より「公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の初任給及び若年層職員の月例給、並びに勤勉手当等について、引上げを行うことが適当で

ある」旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものであります。

また、会計年度任用職員についても、一般職の給与表を準用していることから、同様に報酬を引き上げる改正を行うものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、議案第35号及び議案第36号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第35号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本とし、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜、見直しを行ってまいりました。本年8月8日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するため、20歳代半ばに重点を置きつつも、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳半ばまでの職員において、月例給、給与表の水準を0.23%引き上げるとともに、勤勉手当につきましても、年0.1カ月引き上げる旨の勧告がなされております。また、10月12日には、徳島県人事委員会からも、国に準じた給与改定を行うよう、勧告がなされております。

それでは、説明の都合上、議案参考資料の1ページからの新旧対照表をご確認ください。勤勉手当の支給率を説明する表でございます。表の左側が現行で右側が改正案となっております。

現行の第21条第2項の改正では、勤勉手当の率を、一般職員を対象とする第1号で100分の95から100分の105へ、再任用職員を対象とする第2号で100分の45から100分の50へ改正いたします。この規定は、議決後速やかに公布、施行することにより、来月1日に適用することといたしております。

恐れ入りますが、一度、議案書の1ページへお戻りください。

第1条改正分の最後に、別表第1及び別表第2を次のように改めるといたしております。

て、行政職給料表1の改正案が議案書2ページから4ページに、行政職給料表2の改正案が議案書5ページから8ページに掲載されておりますので、ご確認いただけたらと思います。なお、改正後の給料表の規定は、本年4月1日に遡及して適用させていただきます。

恐れ入りますが、再び、議案参考資料の2ページをご覧ください。

一部改正条例第2条の新旧対照表を記載しております。

第2条は、令和5年4月1日から適用されるもので、勤勉手当の支給率を6月と12月分で差をつけることなく均等に支給するよう、改正するものです。

そこで、参考資料の7ページをご覧ください。

ご説明いたしました経緯につきましてまとめた表を掲載いたしております。各表の一般職の列を上から下へご覧ください。

4つある表の一番上は、松茂町の現状でございます。一般職の勤勉手当は、年間で合計1.9カ月となっております。その下の表、国の一般職の勤勉手当の現状と同じでございます。

次に、上から3つ目の表、Rの4、つまり、令和4年12月1日からの表でございます。黄色い着色部分をご確認ください。

今回の改正後の支給月数となっております。現状の勤勉手当の年間1.9カ月から2.0カ月と、0.1カ月引き上げることといたします。また、令和4年12月1日から令和5年4月1日からの表で年間合計支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給月数に変更がございます。勤勉手当の6月と12月の支給月数を均等といたしてございます。

なお、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに、冬の期末・勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る11月11日、国会において、国家公務員の給与改正が可決・成立いたしております。このことから、本日、この臨時会におきましてご審議をお願いいたしております。

続いて、議案書の10ページをご覧ください。

議案第36号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

会計年度任用職員の給与表は、行政職給料表1の1級及び2級を準用いたしております。先ほど、議案第35号において行政職給料表が改正されますことから、別表第1及び別表

第3を改正するものであります。また、この条例の施行日は、附則におきまして、公布の日から施行することといたしております。

なお、今回の改正により、一般職員の給与等の総額は年594万9千円、率にして1.0%増加することとなります。

以上、議案第35号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第36号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第35号及び議案第36号の議案2件について、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】 これから、議案第35号及び議案第36号の議案2件について、一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

○議長【佐藤禎宏君】 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】 これから、1件ずつ採決をいたします。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第35号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議長【佐藤禎宏君】 ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---



○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第4、議案第36号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議長【佐藤禎宏君】　　ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第5、議案第37号「特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例」及び、日程第6、議案第38号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、引き続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第37号、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第38号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職において、一般職に準じた手当等の改定が行われますことから、本町におきましても同様の改定を行うよう、条例を改正するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】　　それでは、議案第37号、及び、議案第38号についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

議案第37号、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

続いて、右側の17ページをご覧ください。

議案第38号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例。上記議案を

提出するというものでございます。

今回、改正をお願いするのは、議案第37号が町長、副町長、教育長の常勤の特別職で、議案第38号が松茂町議会議員の期末手当の率を改正するものでございます。

これにつきましては、内閣総理大臣をはじめ、閣僚及び衆参両院議員といった国の特別職の例に倣い、支給月数の改正を行っているところでございます。

去る11月11日に国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決・成立いたしましたことから、本町においても改正をお願いするものでございます。

一部改正条例案は、議案書の16ページ及び17ページにあります。これも、説明の都合上、議案参考資料の3ページからの新旧対照表をご覧ください。

3ページから4ページまで議案第37号関係、5ページから6ページまでに議案第38号関係を掲載し、その内容をまとめました7ページをご覧ください。と思います。

各表の特別職及び議員の期末手当の列を上から下へご覧ください。

先ほどの一般職と同様に、4つある表の一番上は、松茂町の現状でございます。特別職及び議員の期末手当は、年間で合計3.25カ月となっております。その下の表、国の特別職及び国会議員の期末手当の現状と同じでございます。

次に、上から3つ目の表、令和4年12月1日からの表でございますが、水色の着色部分をご覧ください。

今回の改正後の支給月数となっております。現状の期末手当の年間3.25カ月から3.3カ月へ0.05カ月引き上げることといたします。また、一般職と同様に、上から3つ目の令和4年12月1日からの表と一番下の令和5年4月1日からの表で、年間合計の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給月数に変更がございます。期末手当の6月と12月の支給月数を均等といたします。

改正の内容につきましては以上でございますが、今回の改正により必要となる予算は、特別職3名の合計で年11万6千円、議員については年15万8千円、率にいたしまして、共に約3.0%増加することとなります。

最後に、この条例の施行日は、附則において公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第37号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第38号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第37号及び、議案第38号の議案2件について、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】 これから、議案第37号及び、議案第38号の議案2件について、一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

○議長【佐藤禎宏君】 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】 これから、1件ずつ採決いたします。

議案第37号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立多数)

○議長【佐藤禎宏君】 起立多数であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、議案第38号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立多数)

○議長【佐藤禎宏君】 起立多数。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第7、議案第39号「令和4年度松茂町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第11、議案第43号「令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ464万8千円を追加し、補正後の予算の総額を68億3,931万円とするものであります。これは、議案第35号及び議案第36号による給与改正に伴い、増額が生じることになりました人件費の補正をお願いするものであります。

続きまして、議案第40号、令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第41号、令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第42号、令和4年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）、及び、議案第43号、令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、議案第39号と同様に、給与改定に伴い増額が生じることになりました人件費につきまして、補正をお願いするものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】　　それでは、私から、議案第39号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第5号）から、議案第43号、令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）まで、人件費の補正に関する5つの議案についてご説明をさせていただきます。議案書の18ページをお開きください。

議案第39号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度松茂町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万8千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,931万円とするというものでございます。

このたびの補正につきましては、さきに可決いただきました議案第35号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第36号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の執行に伴います一般職及び会計年度任用職員の人件費の増額補正をお願いするものです。

なお、議案第37号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第38号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、関連する予算の計上をいたしておりません。これは、昨年度、令和3年度分の期末手当の減額調整を本年6月の期末手当を減額することにより実施いたしましたことから、その際の執行残額が、このたびの特別職及び議員の増額に充当できるための措置でございます。

それでは、歳入補正から簡単に説明させていただきます。

22ページをお開きください。

款65、繰入金、項1、基金繰入金、目7、財政調整基金繰入金で464万8千円を増額補正し、補正後の額を3億7,954万3千円とするものです。これは、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入れを行うものです。

なお、議案参考資料9ページに、今回の補正を反映した積立金現在高調べを掲載してございますので、別途ご参照いただければと思います。

次に、歳出をご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

款5、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費から、28ページの上段にございます、款40、教育費、項20、社会教育費、目7、歴史民俗資料館費まで、今回の条例改正に伴います目ごとの人件費の補正、つまりは、各目におきまして、節2、給料、節3、職員手当と節4、共済費を補正するものでございます。

なお、人件費に関する個々具体の説明につきましては、割愛させていただきます。

次に、28ページの下段、款55、諸支出金、項5、繰出金、目1、繰出金で国民健康保険特別会計繰出金を9万8千円、介護保険特別会計繰出金を38万1千円、公共下水道特別会計繰出金を3万9千円増額いたします。これらは、各特別会計における人件費を増額補正するための財源として一般会計からの繰り出しとして増額するものでございます。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。

続きまして、31ページをお開きください。

議案第40号、令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,637万7千円とするというものでございます。

33ページをお開きください。

33ページ上段が歳入でございます。款10、繰入金、項1、繰入金、目1、一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金として9万8千円を増額し、補正後の額を1億2,334万8千円とするものです。これは、今回の補正財源として一般会計からの繰入れを行うものです。

続いて、下段が歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費におきまして9万8千円を増額し、人件費の補正といたします。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。

続いて、36ページをお願いいたします。

議案第41号、令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,207万2千円とするというものでございます。

38ページをお願いいたします。

上段が歳入でございます。款30、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金で、職員給与等繰入金として4万8千円、次の行の地域支援事業繰入金その他で33万3千円を増額補正し、補正後の額を1億9,286万1千円とするものです。いずれも、今回の補正財源として一般会計からの繰入れを行うものです。

下段に歳出がございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費におきまして、人件費4万8千円を増額補正いたしました。

次に、款8、地域支援事業費、項1、一般管理費、目1、一般管理費で、地域包括支援センターの人件費として33万3千円を増額補正いたしました。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議案第42号、令和4年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

続く第2条におきまして、令和4年度松茂町水道特別会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額に42万3千円を追加し2億3,714万9千円とするものでございます。

詳細が44ページでございます。

款4、資本的支出、項1、建設改良費、目15、耐震化事業費のうち、給料、手当、法定福利費におきまして、人勧実施に伴います今回の条例改正により、人件費の調整、合わせて42万3千円を増額するものでございます。

以上、議案第42号の説明でございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

議案第43号、令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

続く第2条におきまして、令和4年度松茂町下水道特別会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に収入・支出それぞれ3万9千円を追加し、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ3億6,460万2千円とするものでございます。

詳細は51ページでございます。

まず、上段の収入でございます。款3、資本的収入、項2、出資金、目1、他会計出資金におきまして、人件費に充てるため、一般会計からの出資金を3万9千円増額するものでございます。

次に、下段の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、管渠整備事業費の給料及び手当等におきまして、今回の条例改正に伴う人件費の調整、合わせて3万9千円を増額補正するものでございます。

以上、議案第39号から議案第43号まで、補正予算といたしまして人件費関係5件の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第39号から議案第43号までの議案5件を一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】 これから、議案第39号から議案第43号までの議案5件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

○議長【佐藤禎宏君】 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

---

○議長【佐藤禎宏君】 これから採決いたします。

議案第39号「令和4年度松茂町一般会計補正予算(第5号)」から議案第43号「令和4年度松茂町下水道特別会計補正予算(第1号)」までの議案5件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

(起立多数)

○議長【佐藤禎宏君】 起立多数であります。

よって、議案第39号から議案第43号までの議案5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本会議に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和4年松茂町議会第3回臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

以上で、令和4年松茂町議会第3回臨時会を閉会いたします。どうもご審議ありがとうございます。



ございました。

午前10時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 佐 藤 禎 宏

署名議員 佐 藤 道 昭

署名議員 森 谷 靖